「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」に基づく特定空地等判断基準

制定日: 平成28年8月1日

| 特定空地等分類 | 悪影響の程度と危険等の切迫性 | | | |
|----------|--|---|--|--|
| イ 保安上危険 | 地域住民等の 生命、身体又は 財産に危険を及ぼすおそれが ある | 地域住民等の生命、身体又は 財産に著しい危険を及ぼすお それがある | 地域住民等の 生命、身体又は 財産に著しい危険が切迫して いる | 地域住民等の生命、身体又は 財産に著しい危険がさらに切 迫し放置できない |
| 口衛生上有害 | 地域住民等の 健康に悪影響 を 及ぼすおそれがある | 地域住民等の 健康に著しい悪 影響を及ぼすおそれ がある | 地域住民等の 健康だけでなく 生命、身体又は財産の危険が 切迫している | 地域住民等の 健康だけでなく 生命、身体又は財産の危険が さらに切迫し放置できない |
| 八 景観阻害 | 既存の 景観に関するルールに 適合しない | 既存の 景観に関するルールに 著しく適合しない | - (*) | - (*) |
| 二 生活環境保全 | 地域住民等の 生活環境に悪影 響を及ぼしている | 地域住民等の 生活環境に著し い悪影響 を及ぼしている | - (*) | — (<u>*</u>) |
| 措置の範囲 | 助言又は指導相当 | 勧告相当 | 命令相当 | 代執行相当 |

※通常は実施しないが、市長が必要と認める場合は実施することができる。

特定空地等分類

- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ロ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ハ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 二 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である 状態にあると認められる空地等

(注)規則に基づき市長が特に空地等と認めるものはこの限りでない。